

平27福情答申第6号

平成27年8月10日

福岡市長 高 島 宗一郎 様
(環境局環境政策部温暖化対策課)

福岡市情報公開審査会
会 長 田 邊 宜 克
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成26年7月16日付け環温第332号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「13階フロアの照明実証実験における「1.(3)効果の検証方法」についての書類一式」のうち、「照度測定記録」の非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「13階フロアの照明実証実験における「1. (3) 効果の検証方法」についての書類一式」のうち、「照度測定記録」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成26年6月6日付け環温第206号で実施機関が異議申立人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 平成26年5月29日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「13階フロアの照明実証実験における「1. (3) 効果の検証方法」についての書類一式」についての公開請求を行った。
- (2) 平成26年6月6日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により、「13階フロアの照明実証実験における「1. (3) 効果の検証方法」についての書類一式」のうち本件対象文書を除く文書については公開決定を、本件対象文書については本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 平成26年6月27日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書において、以下の主張を行っている。

- (1) 自分が請求したのは、効果の検証方法についての書類一式であり、照度測定

記録だけでなく、検証の議事録や分析等があると思っている。

- (2) LEDスタンドを買って節電を図ったのに、最初から使わない人が30%もいて、調査もしていないのでは、何のためにLEDスタンドを買ったのかわからない。
- (3) 実施機関の公文書非公開決定通知書の書き方が不誠実であり、仕事の仕方も不誠実であるから、本件決定に係る通知書の書き換えを求める。

2 実施機関の主張

実施機関は、平成26年8月7日付け弁明意見書及び平成27年6月10日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書の特定について

「照度測定記録」とは、市役所の13階フロアにある環境局で行った照明実証実験（以下「実証実験」という。）における効果の検証をするために測定した照度の記録を指すものである。

平成24年度から、環境局13階フロアでは消費電力の高い天井照明（蛍光灯）の数を減らし、足りない照度を消費電力の低いLEDデスクスタンドで補うことによって、コスト低減を図ることを目的とした実証実験を実施しており、照度測定の目的としては、天井照明を間引くことにより照度が保たれているかを確認するためのものである。

(3) 本件決定を行うに至った理由

本件対象文書である「照度測定記録」が残っていないため、本件決定を行ったものである。

本件対象文書が存在しない理由としては、実証実験の際に照度測定を実施したが、実証実験目的・照度測定目的が上記(2)記載のとおりであるため、実施機関としては、JIS規格で示されている事務室の最低照度である500 lx^{ルクス}を満足するか否かの確認を行うが、具体的な数値は必要ないと判断したため、500lx以上であることを確認しただけで測定記録は残していないためである。

第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書の特定について

(1) 異議申立人が公開請求を行った文書は、実証実験における「1. (3)効果検証方法についての書類一式」であり、実施機関は、「本庁13階プルスイッチ及びLEDデスクスタンドのアンケート結果について」、「13階西側フロアの照明に関するアンケート結果について」、「本庁舎13階 電灯電力使用量」及び「本庁舎13階コンセント電力使用量」を対象文書として特定し、これらについては公開決定を行っていることが確認できた。

(2) 異議申立人は、上記文書の他にも「照度測定記録」、「効果の検証を行った議事録」等があるはずだとの主張をしているが、実施機関によると、照度測定を実施して、J I S規格で示されている事務室の最低照度である500lxを満足していることの確認は行ったが、各計測地点ごとの具体的な数値の記録を残していなかったため、文書としては存在しないとして、照度測定記録については非公開決定を行ったとのことであった。また、議事録については今回以前の請求にて「「第3回環境局省エネ推進会議」議事録」を全部公開決定しており、それ以外の議事録は存在しないとのことであった。

2 対象文書の存否について

(1) 当審査会において、実施機関に確認したところ、照度測定記録については、照度測定を実施し、J I S規格で示されている事務室の最低照度である500lxを満足していることを確認したが、その具体的な数値の記録を残しておらず、保有していないことから本件決定を行ったとのことであった。なお、環境局で実証実験を行う意思決定の決裁において、照度を調査する旨の記載はあるが、数値の記録をとる旨の記載はなかった。

(2) 当審査会としては、当該実施機関の説明について特段の不合理な点は認められないこと、また、実施機関が当該照度測定記録について公文書を作成していることをうかがわせる事情も認められないことから、実施機関が本件対象文書

の不存在を理由に非公開とした本件決定は妥当と判断するものである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

なお、異議申立人は非公開決定通知書の理由が不誠実である旨主張するが、当該通知書には「記録を残していなかった」旨の記述があり、非公開決定を行った理由は不足ないものと考えられ、本件決定に瑕疵があるとは言えない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年7月16日	実施機関からの諮問
平成26年8月7日	実施機関が弁明意見書を提出
平成27年6月10日（第1部会）	実施機関より意見聴取，審議
平成27年7月1日（第1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，石森久広，五十川直行，馬場明子